



環境白書の刊行に当たって

大分県知事

広瀬 勝 貞

本県は緑豊かな山野、大地を潤す清らかな河川、変化に富んだ海岸線など美しい自然に恵まれるとともに、それらの自然がはぐくんだ山の幸、海の幸にも恵まれています。私はこうした大分県の豊かな恵みが将来においても享受できるよう、美しく快適な環境を守り、磨きをかけ、次の世代に確実に継承していくことが重要であると考えています。本県を訪れた方々から「大分県はきれいだ」という評価を得ることができれば、それ自体が本県の魅力を高め、さらなる観光客の増加が期待されるなど、大分県にとって大きな財産になると考えております。

私は、「安心・活力・発展」を基本理念として県政を進めていますが、安心面での取組みとして県民の自発的な活動を結集してクリーンな大分県を実現する「ごみゼロおおいた作戦」を展開しています。「作戦」を進めるに当たり、私は、各般の環境保全施策について検討し、県民総参加で本県の環境保全に取り組むため、委員百人から成る「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を設置したところです。この会議を通じて事業所やNPO法人、ボランティア団体など多くの方々の知恵と力をいただきながら、きらりと光る大分県づくりを進めてまいりたいと考えております。

私たちの生活は、科学技術の目覚ましい進歩に支えられ、物質的には非常に豊かなものとなりましたが、一方で日常生活に起因する身近なごみ問題から地球規模に至るまでのさまざまな環境問題に直面しています。県としましては、県民の声を環境に関する各種施策に反映させるとともに、環境関連情報の提供にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

この白書は、平成14年度の本県の環境の現状と環境保全のために講じた施策の内容並びに平成15年度に実施している施策についてとりまとめたものです。本書を通して、県民の皆様が環境問題についての関心を高め、その理解をより一層深めていただくとともに、具体的な環境保全活動に取組む際の一助としていただければ幸いです。

平成16年3月

大分県環境白書 目次

第1部 県民中心の施策展開

第1章 環境保全に関する施策の推進 ……5

第1節 環境行政の動向	5
1 国における環境行政の動向	5
2 大分県における環境行政の動向	5
第2節 ごみゼロおおいた作戦の展開	7
1 ごみゼロおおいた作戦の推進体制	7
2 ごみゼロおおいた作戦県民会議	7
3 部局横断的な取組の推進	15
4 ごみゼロおおいた推進隊	15

第2章 環境行政の推進体制

17

第1節 大分県環境基本条例	17
第2節 大分県環境基本計画に関する取組	17
第3節 大分県環境影響評価条例	18
第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例	18
第5節 ISO14001環境マネジメントシステムの推進	19
第6節 県における環境行政の推進体制	20
1 行政組織	20
2 附属機関	21

第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な自然環境の創造

25

第1節 豊かな自然の保護・保全	25
第1 自然公園等の保護・保全	26
1 自然公園等の現況と保全	26
第2 自然景観の保全と活用	33
1 沿道環境美化の現況	33
2 沿道環境美化の推進	33
第3 森林の保全	35
第4 水辺の保全	37
1 河川の環境保全対策	37
2 砂防事業の環境保全対策	37
第2節 温泉の保護と適正利用	37
1 温泉の現況	37

2 温泉の行政処分状況	38
3 温泉に関する調査研究	38
4 温泉資源の保護と適正な利用	39

第3節 多様な生態系の保全

41

1 自然環境の現状把握	41
2 鳥獣保護の推進	42

第4節 自然とのふれあいの推進

44

1 自然保護思想の普及啓発	44
---------------------	----

第5節 身近な自然の保全と快適空間の創造

45

第1 ゆとりある生活空間の保全と創造	45
--------------------------	----

1 都市環境の整備	45
2 都市公園の整備	46

第2 美しい都市景観の形成

50

1 都市計画の状況	50
2 市街地開発事業	50

3 街なみ環境整備事業	51
-------------------	----

第3 身近な緑の保全と推進

51

1 環境緑化の推進	51
-----------------	----

第4 身近な水辺の創造

54

1 河川空間の整備	54
-----------------	----

2 砂防事業の環境保全対策	54
---------------------	----

3 港湾の環境保全対策	54
-------------------	----

4 農村の環境保全対策	56
-------------------	----

第5 歴史的・文化的遺産の保全と活用	56
--------------------------	----

1 文化財の保護	56
----------------	----

第6 美しい観光地の形成

57

1 「おもてなしの心」の醸成	57
----------------------	----

2 「花と緑いっぱい運動」の展開	57
------------------------	----

第2章 循環を基調とする地域社会の構築 59

第1節 大気環境の保全

59

第1 大気汚染防止対策の推進	59
----------------------	----

1 大気汚染の現況	59
-----------------	----

2 自動車排出ガス等の現況	65
---------------------	----

3 大気保全対策	68
----------------	----

4 環境放射能監視の現況	74
--------------------	----

第2 騒音・振動防止対策の推進

75

1 騒音の現況と対策	75
------------------	----

2 振動の現況と対策	76
------------------	----

3 自動車騒音・振動の現況と対策	77
------------------------	----

4 航空機騒音の現況と対策	78
---------------------	----

第3章 悪臭防止対策の推進 79	第1節 地球環境保全行動の推進 150
1 悪臭の現況と対策 79	1 地球温暖化防止対策の推進 150
2 畜産環境保全の現況と対策 79	2 エコエネルギーの導入 151
第2節 水環境の保全 82	3 省資源・省エネルギー対策 151
第1 水質汚濁防止対策の推進 82	第2 オゾン層保護対策の推進 151
1 水質の現況 82	1 國際的な取組と我が国の対応 151
2 水質保全対策 96	2 本県の取組 152
3 生活排水対策の推進 106	第3 酸性雨対策の推進 152
4 瀬戸内海の環境保全計画の推進	1 本県の取組 152
..... 111	2 全国の状況 153
5 渔場環境保全の現況と対策 113	第4 热帯林の保護 153
6 公害被害の救済の状況 114	第2節 国際協力の推進 153
第2節 水の循環的利用 114	
1 上水道の整備 114	
第3節 土壌・地盤環境の保全 116	
1 土壤汚染防止対策等の推進 116	第5章 環境産業の育成 155
第4節 化学物質による環境汚染の防止	
..... 116	第1節 環境技術への挑戦 155
1 ダイオキシン類対策 116	第2節 「エコタウン」実現に向けた取組
2 化学物質に関する環境調査 123 156
3 農薬危害防止等の対策 126	
第5節 廃棄物の発生抑制と適正処理 127	
第1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 127	第6章 環境保全のための共通的施策の推進 159
第2 一般廃棄物の発生抑制と適正処理	
..... 127	第1節 環境影響評価の推進 159
1 一般廃棄物の現況 127	1 環境影響評価の現況 159
2 一般廃棄物処理対策 132	2 本県における環境影響評価の実施状況
第3 産業廃棄物の発生抑制と適正処理 159
..... 136	第2節 普及啓発の推進 162
1 産業廃棄物の現況 136	1 啓発活動の実施状況 162
2 産業廃棄物処理対策 138	2 環境月間行事の実施状況 162
第3章 すべての主体が参加する地域社会の形成 143	第3節 環境情報の整備と提供 164
第1節 環境教育・学習の推進 143	第4節 調査研究、監視・観測等の推進
1 環境教育・学習の実施 143 165
2 社会教育としての環境教育 144	1 衛生環境研究センターの概要 165
3 学校における環境教育 145	2 環境保全に関する試験検査の実施状況
第2節 自発的活動の促進 146 166
1 県民の自発的活動の促進 146	第5節 規制的手法の活用 169
2 各種団体による自発的活動の促進	1 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況
..... 146 169
3 事業者の自発的活動の促進 146	2 公害防止協定締結の現況 169
4 市町村の率先行動の推進－市町村への取組支援－ 148	3 土地利用対策 170
第4章 地球環境問題への取組の推進 149	4 工場立地対策 171
	5 環境犯罪の取締り 172
	第6節 公害防止計画の推進 172
	1 計画の策定状況 172
	2 計画の概要 173
	3 公害防止対策事業の推進状況 173
	第7節 公害紛争等の適正処理 173
	1 公害苦情及び紛争の処理 173
	第8節 経済的措置の活用 175
	1 環境保全対策のための融資制度 175

第1部 県民中心の施策展開

第1章 環境保全に関する施策の推進

第
1
部
第
1
章

第1節 環境行政の動向

1 国における環境行政の動向

平成4年6月にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された地球サミットで「持続可能な開発」に向けての原則と行動計画等が取り決められることを受け、国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保全法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものであった。また、このなかで環境影響評価の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定されることとなった。

地球温暖化対策では、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された京都議定書で、我が国の温室効果ガスの削減目標が「2008年から2012年の間に1990年を基準とした温室効果ガス排出量の6%削減」と定められたことを受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。その後、平成14年6月には京都議定書を批准するとともに、地球温暖化対策に関する具体的な方策をまとめた「地球温暖化防止対策推進大綱」が策定されている。この大綱には、事業者の自主的な取組を推進するとともに、民生・運輸部門の対策を強力に進めていくことが盛り込まれた。

廃棄物対策としては、循環型社会の形成を推進し、廃棄物問題の抜本的解決を目指すために「循環型社会形成推進基本法」が平成12年5月に制定され、平行して関連法令の整備が進んだ。平成15年3月には、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイルの確立や環境保全指向のものづくり・サービスの提供、廃棄物の適正な循環的活用・処分システムの確立を目指す「循環型社会形成推進基本計画」が策定される等、その取組は着実に進展している。

有害物質対策は、人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす可能性のあるダイオキシンや内分

泌攢乱化学物質（環境ホルモン）に対する措置として、平成11年7月にダイオキシン類による環境汚染の防止と除去等に関する基準を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」と、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」が制定されている。

また、平成13年6月には、ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が、オゾン層の破壊の原因となるフロンガスの回収破壊を進めるのに資する「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定された。

2 大分県における環境行政の動向

「大分県環境基本条例」は、本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして平成11年9月に制定された。この条例は、規制的手法のみならず、県民、事業者及び行政の各主体が公平な役割分担のもと、協調し、積極的に環境に配慮した取組を進めていくことを基本理念としている。

その他、環境影響評価の対象となる事業やその手続き等を規定した「大分県環境影響評価条例」を同年3月に制定し、また、大分県公害防止条例を見直して、都市・生活型公害や廃棄物の適正処理、有害化学物質問題や地球環境問題といった新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を同年11月に制定するなどして自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

これまでの本県における環境施策は、平成10年に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」に基づき実施してきた。その主な目

標は、豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造、循環を基調とする地域社会の構築、すべての主体が参加する地域社会の形成、地球環境問題への取組の推進といったものであった。

しかし、計画策定から既に5年が経過し、環境に関する技術開発が各分野で大きく前進したこと、あるいは環境保全が他の産業にもプラスの影響を与え、本県の新たな活力を生み出す可能性を秘めているといった状況を踏まえ、平成15年度からは、自然保護や観光振興、ごみ減量・リサイクル対策、大気・水環境保全、環境教育、エネルギー対策、地球温暖化対策、環境産業の育成といった観点から諸般の環境施策を総合的に推進する「ごみゼロおおいた作戦」を展開しているところである。

また、近年、ごみのポイ捨てや放置自転車、

落書きといったモラルの低下に起因する問題や、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出抑制など、新たな環境問題が発生していることから、本県では、平成15年に県民2,500人及び500事業所を対象とした「大分県の環境に関する意識調査」を実施し、身近な生活環境の美化や地球温暖化の防止に関する新条例の制定についての検討に着手している。

現在は、身近な生活環境の美化に関する新条例の制定に向け、「美しく快適な大分県づくり条例」案を策定し、平成16年4月1日の公布を目指し作業を進めているところである。

なお、平成15年3月31日現在の本県の環境関連条例については図1-1-2のとおりである。

表1-1-2 県の環境関係条例

条例等の名称	公布年月日	概要
大分県環境基本条例	平11.9.30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例 〃　　施行規則	平11.3.16 平11.6.15	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手続等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例 〃　　施行規則	平11.12.24 平12.12.23	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	47.12.25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m ³ /日）に適用 規制項目はC O D、S S、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例 〃　　施行規則	45.9.29 49.4.26	大分県公害審査会の設置、手続費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例 〃　　施行規則	48.12.25 49.4.1	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例 〃　　施行規則	32.12.27 33.3.22	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例 〃　　施行規則	47.10.13 48.7.12	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例 〃　　施行規則	55.10.1 55.11.1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区的指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県環境緑化条例 〃　　施行規則	48.4.16 48.4.16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、地域内の行為の届出、緑化のための施策及び協定等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例 〃　　施行規則	63.3.30 63.9.26	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

第2節 ごみゼロおおいた作戦の展開

大分県は、全国に誇りうる自然の恵み豊かな県である。この豊かな恵みを後の世代に引き継ぎ、すべての県民が安心して心豊かに暮らしていくように自然景観、生活環境の保全に努めることは、それ自体、県民一人ひとりに課せられた務めであるとともに、県が取り組むべき最重要課題の一つである。

これまでも、県下各地域でボランティアによる美化活動は盛んに行われてきたが、今後はこうした民間活力を結集し、身近なごみの回収から減量化、公衆トイレの浄化、あるいは農林漁業の廃棄物処理や景観の保全等、あらゆることを含めて「美しく快適な大分県づくり」に取り組んでいくことが重要である。

そしてこれらの取組を進めることは、本県の魅力をより一層向上させ、観光客の増大、あるいは環境産業の育成による新規雇用の創出にもつながり、新しい価値を生み出す活動の源泉にもなり得ると考えられる。

こうした認識に立ち、このたび本県では県民総参加による県民運動「ごみゼロおおいた作戦」を展開することとしたのである。(図1-2参照。)

1 ごみゼロおおいた作戦の推進体制

「ごみゼロおおいた作戦」を展開する際に掲げた様々な目標を達成するには、県、市町村、県民、事業者、民間団体がその力を結集し、県民総参加のもとで各種施策に取り組んでいくことが必要である。そのため、環境保全に取り組む団体の中心となって活動している方々100名から成る「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を設置し、環境施策への意見を提出していただくとともに、広く県民に実践行動を呼びかけていただすこととしている。

その他、廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成に寄与するグループを「ごみゼロおおいた推進隊」に任命して、各地域で率先行動をお願いするとともに、県庁各部に跨る環境行政全般を部局横断的に推進するための組織として「ごみゼロおおいた作戦実施本部」を設置したところである。

2 ごみゼロおおいた作戦県民会議

(1) 県民会議の設置

県民会議の設置に当たっては、行政や事業所、環境関係のNPO法人、ボランティア団体、学識経験者といった様々な分野で環境保全活動に率先して取り組む方々の協力を得て委員に就任していただいている。

県民会議は、「地域環境力」を高める取組を推進するため、①環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかけて県民運動を唱導する、②県民宣言を採択して全県内に広報するとともに、県民一斉美化活動をはじめ、県民運動としての「ごみゼロおおいたキャンペーン」を展開する、③県の環境施策全般に対し意見を提出する、といった役割を担っている。

なお、既に3回の県民会議が開催され、県民宣言の採択やキャンペーンポスターの選定、環境施策全般について意見をまとめた「環境施策への意見」の提出や「美しく快適な大分県づくり条例案」骨子に関する意見の提出が行われている。

なお、県民会議の概要については表1-2-21a、県民宣言については表1-2-21b、平成15年11月4日に提出された「環境施策への意見」については資料編8のとおりである。

図1－2

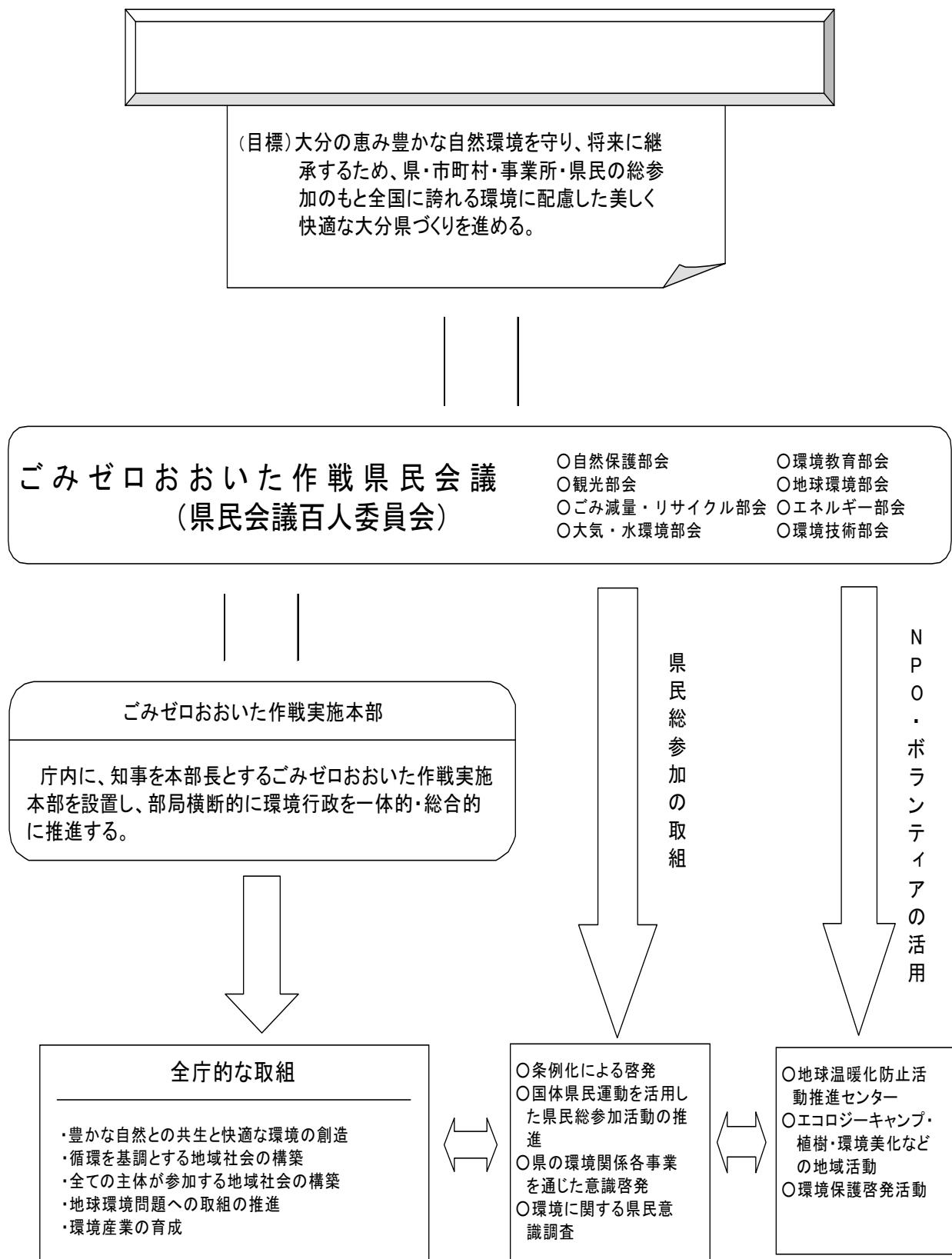


表1－2－21 a

ごみゼロおおいた作戦県民会議

1. 県民会議の設置

大分県の豊かな自然を守り、全国に誇りうる美しく快適な大分県を目指して、県民中心の観点から県民の自由な発想や活動を引き出し支えながら、県民の声を風として県庁内に送り込むことが重要である。また、全ての県民が自ら環境保全活動に取組む必要があることから、「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を設置し、「地域環境力」を高める取組を推進するため次の事項について協力をお願いする。

- ① 環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかけ、県民運動を唱導する。
- ② 県民宣言を採択し、全県内に広報する。また、県民一斉美化活動をはじめ、県民運動としてのごみゼロおおいたキャンペーンを展開する。
- ③ 県の環境施策全般に対し意見を提出する。

2. 県民会議の構成

県民会議の委員は、環境関係の次の分野から百名に就任を依頼した。

- | | |
|---------------|---------------|
| ・学識経験者～13名 | ・環境関係企業～8名 |
| ・流通業界～7名 | ・生産関係～10名 |
| ・I S O取得企業～9名 | ・N P O法人～5名 |
| ・ボランティア団体～6名 | ・観光関係～8名 |
| ・運輸業界～7名 | ・消費者代表～4名 |
| ・地域活動団体～6名 | ・地域づくりリーダー～2名 |
| ・教育関係～6名 | ・報道関係～2名 |
| ・行政関係～7名 | |

3. 部会の設置

県民会議においては、県民総参加の運動の実施や具体的な環境施策を検討することとなっている。については、会議を効率的・建設的に運営するために、環境施策別に下記のとおり8部会を設置する。

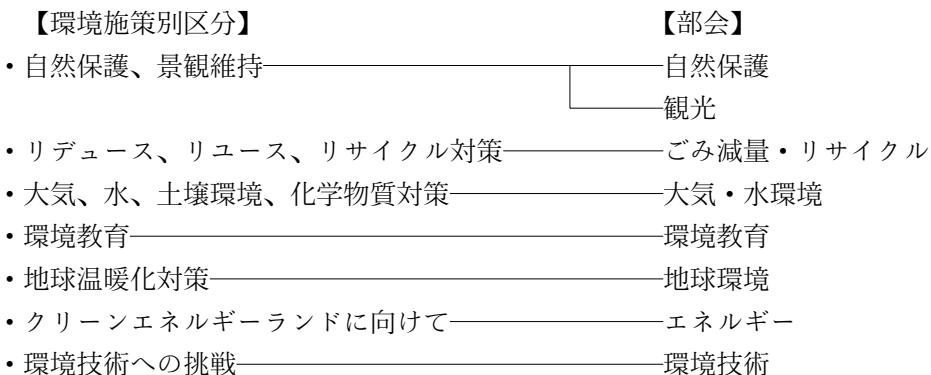


表1－2－21 b

ごみゼロおおいた作戦 県民宣言

私たちの大分県は、全国に誇れる自然の恵み豊かな県であります。この美しい自然と快適な環境を守ることは、それ自体重要であるばかりでなく、新しい価値を生み育てる活力の源泉ともなるものです。

そこで、私たちは、ごみの減量化、自然保護、景観維持などの身近な問題からエネルギー対策や環境技術開発、さらには地球温暖化防止に至るまで広範囲に亘る環境問題に対して、NPO法人・ボランティア団体・企業・行政など幅広い力を結集して、環境の世紀＝21世紀にふさわしい、ごみゼロおおいた作戦を展開することがきわめて重要であると考えています。

したがって、次の行動に県民総参加で誠実に取り組むことを決意し、大分県民宣言といたします。

(スローガン)

- 1 美しい自然を守って行こう
- 2 ごみのない 緑あふれる 美しいまちをつくります
- 3 ごみ(生ごみ)は分別しよう
- 4 一人ひとりが主役 家庭から始めるCO₂削減
- 5 環境美化体験をしてみよう
- 6 省エネルギーに取り組もう
- 7 エネルギーをうまく使おう
- 8 技術で守ろう 美しいふるさと

平成15年9月26日

ごみゼロおおいた作戦県民会議

会長 大分大学工学部長 羽野 忠

(部会長)

自然保護部会長	別府大学短期大学部名誉教授	荒金 正憲
観光部会長	JR九州(株)大分支社支社長	川野 敬雄
ごみ減量・リサイクル部会長	大分大学経済学部教授	深道 春男
大気・水環境部会長	大分医科大学医学部教授	三角 順一
環境教育部会長	弁護士	立花 旦子
地球環境部会長	大分大学工学部教授	滝田 祐作
エネルギー部会長	立命館アジア太平洋大学教学部長	仲上 健一
環境技術部会長	三和酒類(株)代表取締役常務	和田 久継

(顧問)

大分県知事

廣瀬 勝貞

(2) 8部会の設置

県民会議を効率的・建設的に運営するため、テーマ別に8つの部会を設置している。

「自然環境部会」は、自然保護及び景観の保持といった分野について意見や提言を行い、目標達成のための行動を率先して実践するとともに広く県民に実践行動を呼びかけるために設置されたもので、自然環境保全思想の普及啓発や自然環境を活かした景観づくり、多様な生き物の生息空間の保全といったテーマに関して議論を行っている。

「観光部会」は、ごみのない美しい大分県の実現による観光客の誘致を目指すために設置されたもので、観光施設責任者による環境美化活動の推進やごみゼロおおいた作戦スローガンの効果的なPRに関する議論を行っている。

「ごみ減量・リサイクル部会」は、リデュース・リユース・リサイクル対策の分野での意見及び提言を行い、目標達成のための行動を率先して実践するとともに広く県民に実践行動を呼びかけるために設置されたもので、3R（ごみの減量化・資源化）の実践及び運動拡大の呼びかけ、循環型社会の形成、農林水産業に係る廃棄物の減量化・リサイクル、工業・建設廃棄物の減量化・リサイクル、不法処理・不法投棄対策といったテーマに関する議論を行っている。

「大気・水環境部会」は、大気、水・土壤環境保全、化学物質による汚染防止の分野での意見を行い、目標達成のための行動を率先して実践するために設置されたもので、大気（騒音・振動・悪臭を含む）環境保全・土壤（地盤沈下を含む）環境保全・化学物質による環境汚染防止のための具体的な施策の検討や啓発活動の実施、生活排水などの水環境の保全対策の実践及び啓発活動の実施といったテーマに関する議論を行っている。

「環境教育部会」は、県民の環境教育について意見を行い、目標達成のための行動を率先して実践するために設置されたもので、環境教育の推進及び地域環境保全活動への参加についての議論を行っている。

「地球環境部会」は、地球温暖化の分野での条例化に向けた検討や地球温暖化対策についての意見を行うとともに、目標達成のための行動を率先して実践するために設置されたもので、家庭・事業所における温室効果ガス削減の具体的な取組、地球温暖化対策の普及啓発、地球温暖化防止に係る条例化への調査・検討といったテーマについて議論を行っている。

「エネルギー部会」は、クリーンエネルギー

ランドに向けての意見を行い、目標達成のための行動を率先して実践するために設置されたもので、大分県省エネルギーの日の設定、省エネルギーの具体的な取組の呼びかけ、環境にやさしいエネルギーの普及・推進、エコエネルギーの普及啓発といったテーマについて議論を行っている。

「環境技術部会」は、環境技術への挑戦の分野での意見を行い、新技術の研究・開発に取り組んでもらうために設置されたもので、エコタウンなど各企業における環境保全に関する新技術の研究・開発、環境活動に功績のあった企業に対する顕彰制度の導入、産学官プロジェクトの創出について議論を行っている。

なお、各部会の設置目的等は表1-2-22のとおりである。

環境保全に関する施策の推進

表1－2－22

○自然保護部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、自然保護及び景観保持の分野での意見及び提言を行い、さらに目標達成のための行動を率先して実践するとともに広く県民に実践行動を呼びかけるため自然保護部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	<ol style="list-style-type: none">1 自然環境保全思想の普及啓発<ul style="list-style-type: none">・自然公園等の利用におけるマナーの高揚（ごみは持ち帰る、草花は採らない等）2 自然環境を活かした景観づくり<ul style="list-style-type: none">・草原景観の保全のための野焼きや、景観形成のための植樹3 多様な生き物の生息空間の保全<ul style="list-style-type: none">・自然観察会等による普及活動・希少野生生物の生息地の管理（草刈り、ごみ拾い等）・ボランティア養成セミナーの開催
県施策への意見	<ol style="list-style-type: none">1 環境美化条例（看板・落書き・動物の糞）の検討2 沿道景観の美化活動の方策<ul style="list-style-type: none">・花いっぱい運動・屋外広告物に関する検討3 自然環境保全思想の普及啓発の方策<ul style="list-style-type: none">・ごみ持ち帰り運動・野生生物を大切にする運動4 森林税に関する意見
事業に協力と提言	<ol style="list-style-type: none">1 希少野生生物保護のための取り組み（条例制定等）2 自然に親しむための取り組み（施設整備、リーダー養成等）3 生物多様性確保のための取り組み（自然に配慮した公共工事等）4 沿道景観保持のための取り組み（看板、広告物の規制等）

○観光部会

目的	ごみのない美しい大分県になれば県のイメージも一新し、観光客の誘致など新しい価値を創造する活力の源泉となるものである。したがって、ごみゼロおおいた作戦の実施は、観光産業に携わる者として極めて重要な取組であり、その実現に大きな期待が寄せられている。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	<ol style="list-style-type: none">1. 観光施設責任者の活動を徹底する。<ol style="list-style-type: none">① ごみ箱の適正管理② 観光地のトイレ浄化③ 所在地内及び周辺の清掃、美観維持④ 県外観光客へのごみゼロ運動呼びかけ2. ごみゼロスローガンの P R = シール・ポスター・館内放送・チラシ<ol style="list-style-type: none">①バス・タクシー・船舶・飛行機・JR②ホテル・旅館③観光施設
呼びかけ事項	<ol style="list-style-type: none">1. ごみは持ち帰ろう2. 歩行喫煙はやめよう3. 公共交通機関の利用促進4. 大分の自然を守ろう5. 景観保全
県施策への意見	魅力ある観光地にするための方策 心のかようもてなしをするための方策
事業に協力と提言	事業を効果的に実施するための提言 <ul style="list-style-type: none">・魅力ある観光地づくり・リピーター族の増加

○ごみ減量・リサイクル部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、リサイクル・リユース・リデュース対策の分野での意見をもらうとともに、目標達成のための行動を率先して実践し、技術開発を行うためにごみ減量・リサイクル部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 1. ごみの減量化・資源化の実践及び運動拡大の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> (1) 発生抑制（リデュース） <ul style="list-style-type: none"> ・買い物袋持参（マイバッグ） ・必要量の購入・詰め替え商品の活用 ・公用ごみ箱の適正管理等 (2) 再使用（リユース） <ul style="list-style-type: none"> ・デボジットシステムの活用・ビン類の活用・タッパの活用・必要量購入・量り売り運動等 (3) 再生利用（リサイクル） <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の徹底 ・リサイクル製品の活用・各リサイクル法の徹底 2. 循環型社会の形成 3. 農林水産業に係る廃棄物の減量化・リサイクル <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業用ビニール・木くず・漁網の処理対策 (2) 家畜排泄物の処理・堆肥化などの循環型農業の形成 (3) 海底の堆積物及び海面浮遊ゴミの処理 (4) 循環型林業・水産業の形成 4. 工業・建設廃棄物の減量化・リサイクル <ul style="list-style-type: none"> (1) ゼロエミッションの構築 (2) 再利用技術の開発 5. 不法処理・不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報活動
県施策への意見	<ul style="list-style-type: none"> 1 消費者の意識改革 2 事業者の積極的取組 3 リサイクルシステムの確立 等 4 環境美化条例（空き缶・たばこのポイ捨て、放置自動車・自転車）の検討 5 産廃税に対する意見
事業に協力と提言	<p>事業を効果的に実施するための提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのない美しい県土づくり ・循環型社会の形成

○大気・水環境部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、大気、水・土壤環境保全、化学物質による汚染防止の分野での意見をもらうとともに、目標達成のための行動を率先して実践するために、大気・水環境部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 大気（騒音・振動・悪臭を含む）環境保全・土壤（地盤沈下を含む）環境保全・化学物質による環境汚染防止のための具体的な施策の検討や啓発活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭での公害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間騒音の自粛（テレビやピアノの音、クーラーの室外機の音等） ・車やバイクの空ぶかしをしない ・ペットの上手な飼育をする (2) 事業者の公害対策 <ul style="list-style-type: none"> 店舗周辺の生活環境保全 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生抑制（室外機、発電機、自動車、来客者の話し声等） ・悪臭発生の防止（飲食店のダクト、廃棄物等） ・広告物による光害対策（むやみな照明、・サーチライト等） (3) 低公害車の普及 (4) 市街地のヒートアイランド対策 2. 生活排水などの水環境の保全対策の実践および啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭排水対策の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・洗剤・石鹼は適量を使用しよう ・食物残渣は流さず回収しよう ・廃油はリサイクルしよう ・生活排水処理施設の整備の推進 ・浄化槽の管理（定期点検・定期清掃・汚泥の定期抜き取り） (2) 事業所等の排水対策

環境保全に関する施策の推進

		・オイルトラップを設け油は流さない 3. 県民のモラルの向上に向けた啓発活動 4. 地域ごとの取組の提唱 等	・排水処理施設の管理を適正にする
県施策への意見	1 公害のない快適環境の創造 2 粪尿・雑排水などを含めた水循環社会の構築 3 環境会計の取組 4 環境美化条例（光害）の検討		
事業に協力と提言	事業を効果的に実施するための提言 ・生活環境の改善の取組 ・公害のない社会づくり		

○環境教育部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、みんなで学ぼう環境教育の分野での意見をもらうとともに、目標達成のための行動を率先して実践するために環境教育部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	1. 環境教育の推進及び地域環境保全活動への参加 (1) 校内（小、中、高、大） ・環境授業の拡大 ・教室外での環境授業実施 ・地域活動リーダーの育成
県施策への意見	① 「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく取組の検討 ② 学校・地域での環境教育の推進
事業に協力と提言	事業を効果的に実施するための提言 ・実効性ある環境教育 ・環境リーダーたる人材育成

○地球環境部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、地球温暖化の分野での条例化に向けた検討や地球温暖化対策での意見をもらうとともに、目標達成のための行動を率先して実践するために地球環境部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	1. 家庭・事業所における温室効果ガス削減の具体的取組 (1) 自動車関係 ・公共交通機関を利用する ・アイドリングを止める ・カーエアコンの適正使用 ・時差通勤 (2) 二酸化炭素吸収関係 ・緑のボランティアなどによる緑化対策の取組 ・都市部のヒートアイランド対策 (3) エネルギー関係 ・電気製品の効率的活用 2. 地球温暖化対策の普及啓発 (1) 地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発事業への協力 3. 地球温暖化防止に係る条例化への調査・検討 等
県施策への意見	① 温暖化対策への実効性ある普及啓発 ② 排出権取引を含めた温室効果ガス排出削減の方策の提唱
事業に協力と提言	事業を効果的に実施するための提言 ・より効果的な温暖化対策の実施 ・二酸化炭素削減を確実に行う行動 ・地球温暖化防止活動推進センターの効果的な活用 ・地域協議会との連携

○エネルギー部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、クリーンエネルギー・ランドに向けての分野で意見をもらうとともに、目標達成のための行動を率先して実践するために、環境部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	大分県省エネルギーの日の設定 省エネルギーの具体的取り組みの呼びかけ 環境にやさしいエネルギーの普及・推進 ① 低公害車の利用促進 ② 太陽光の利用促進 エコエネルギーの普及啓発 ・自然エネルギー（風力、太陽、潮力、地熱）の活用 ・バイオマス、木質バイオマスエネルギーの活用
県施策への意見	省エネ対策の普及啓発 エコエネルギーの普及促進 等
事業に協力と提言	事業を効果的に実施するための提言 ・エコエネルギーの効果的活用

○環境技術部会

目的	ごみゼロおおいた作戦の展開の中で、環境技術への挑戦の分野で意見をもらうとともに、新技術の研究・開発に取り組んでもらうために、環境技術部会を設置する。
テーマの決定・実践、行動の呼びかけ	エコタウンなど各企業における環境保全に関する新技術の研究・開発 環境活動に功績のあった企業に対する顕賞制度の導入 産学官プロジェクトの創出
県施策への意見	よりよい環境技術への挑戦 環境産業の誘致
事業に協力と提言	事業を効果的に実施するための提言 ・環境技術の実用化

3 部局横断的な取組の推進

環境行政全般を総合的に推進するため、県庁内に知事を本部長とする「ごみゼロおおいた作戦実施本部」を設置した。

この実施本部は、環境施策全般について、国の動向や県民会議の意見等を踏まえながら、県が行うべき事務・事業を決定・実施するほか、県の環境関係重点施策の進行を管理し、進捗状況を公表する、県民一斉美化行動や広報等、ごみゼロキャンペーンを展開する、県民会議が唱導する県民運動を全面的に支援するといった役割を担っている。

4 ごみゼロおおいた推進隊

「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会を形成するための県民運動の核となるグループを「ごみゼロおおいた推進隊」として募集し、30グループを任命した。（表1-2-4参照。）

30グループの提案内容は、3Rをとりいれた街づくり等の政策提言、廃棄物・省エネ・水質等の調査及びビーチクリーン、清掃登山等の実践活動など多岐にわたっている。

平成15年度については、研修及び中間発表会を開催するとともに、発表に係る経費、活動費用等の支援を行った。

なお、今回任命した30グループは、今後も当初の提案に基づいた活動を継続的に実施する予定である。

環境保全に関する施策の推進

表1-2-4 ごみゼロおおいた推進隊任命状況

ブロック	番号	市町村	グループ名	代表者名	主な提案のテーマ
県北	1	中津市	水辺に遊ぶ会	足利由紀子	・ビーチクリーン ・環境教育
	2	豊後高田市	「西の国東」俱楽部	安藤 剛	・3Rをとりいれた街作り
	3	宇佐市	宇佐中学校環境美化推進会	藤崎 敬司	・海岸美化 ・指一本消エネ運動の実施
	4	宇佐市	三和酒類㈱美化委員会	坂本 有洋	・ポイ捨て状況の調査と防止
	5	院内町	宇佐郡中高一貫PTA	荒金 見治	・PTA活動を通じた3Rの取組
	6	安心院町	津房小学校ゴミ減量推進委員会	池田 裕二	・児童活動を通した啓発
別府速見・国東	7	別府市	e c o • T - s h i r t s	米沢 幸宏	・ごみ減量超簡単ガイドの作成
	8	別府市	別府ローターアクトクラブ	安藤 寿章	・エコタウン別府宣言
	9	杵築市	でいいねっとわーくともだち	大久保章子	・エコ料理のレシピづくり
	10	杵築市	ラッキー・プロジェクトリサイクル研究会	陶山 泰	・空き缶デボジットシステムの検討
	11	安岐町	EMOTI ON	吉岩 宏樹	・ごみ問題の番組の製作
	12	日出町	おもちゃ研究会	星野 正人	・廃棄物を用いた一日遊園地
	13	日出町	覚水会	桂木 福治	・リサイクル収集 ・不法投棄の実態調査
大分	14	大分市	大分ライフセービングクラブ	尾田 智史	・青空教室の開設 ・情報誌の刊行
	15	大分市	大分南部生活学校	衛藤 広子	・マイバックの使用状況調査
	16	大分市	大分市ふうせんバレークラブあおぞら	後藤 成晶	・スポーツを通してごみゼロの啓発
	17	大分市	イレブンSCOUTSゴミゼロ隊	江口 芳美	・ごみ集会の開催
	18	大分市	NPO法人アシスト・パル・オオイタ	佐藤 恵美	・ゴミゼロ節約生活への挑戦
	19	大分市	GO美の会	木下 和子	・推進隊の活動のプロデュース
	20	大分市	BUNGO Channel	森 晴繁	・ホームページによる啓発 ・ITネットによる推進隊の活動支援
大分郡・豊肥	21	湯布院町	ゆふいんシャボン玉工房	真野 恵子	・生ゴミを堆肥化しているホテルの調査
	22	野津町	コーポファミリーズ	沖本 悠美	・ごみ処理経費の計算
	23	三重町	水カンリンバの会	石黒 篤子	・空き缶による音楽会の開催
県南	24	佐伯市	地球守り隊	川上 恒雄	・釣りごみの減量化
	25	佐伯市	グリーン・マウンテン	柚野 真也	・登山における清掃活動
	26	津久見市	環と輪	首藤 孝之	・ごみゼロ推進隊CMの作成
	27	蒲江町	かまえ昼めし祭会	宮脇 真一	・各種団体との連携
	28	蒲江町	ヤッショニーズ	河野 吉勝	・環境エココースターとしての実践
日田玖珠	29	日田市	サッポロビール(株)	河守 正司	・副産物の資源化 ・アダプトプログラムの実施
	30	玖珠町	玖珠掃除に学ぶ会	園田 忠臣	・学校等のトイレ掃除